

## 令和7年 第11回 定例教育委員会 会議録

招集日時	令和7年11月18日 午後6時30分			
開会日時	令和7年11月18日 午後6時30分			
閉会日時	令和7年11月18日 午後7時20分			
開催場所	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室			
教育長	朝倉 孝			
委員出席状況	席番	氏名	出席別	説明のため出席した者
	1	茂井万里絵	出席	教育部長 内田 和明 社会教育課長 木村 裕之
	2	西山 幸吉	出席	教育総務課長 星野 光 主幹兼上福岡歴史民俗資料館長 井上 樹朗
	3	吉野 榮	出席	学校教育課長 清水 篤史
	4	星野 弘明	出席	学校給食課長 山崎 純
			主幹兼あおぞら学校給食センター所長 大高 修一	
書記	教育総務課係長 田島 輝		傍聴人数	0人

### 会議相要

#### 議事等

報告第38号	専決処理に関する報告について（ふじみ野市教育委員会職員人事について）
第39号議案	ふじみ野市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則（可決）
第40号議案	ふじみ野市立小・中学校職員服務規則の一部を改正する規則（可決）

(午後6時30分)	○開会の宣告
教育長	ただ今から、令和7年第11回定例教育委員会会議を開会いたします。
教育長	○会議録の承認
各委員	まず始めに、前回の定例会会議録の承認についてです。
教育長	事前に委員の皆様にお配りしておりますが、何か確認事項等はございますか。
各委員	(なし)
教育長	特にないようですので、会議録についてはこの内容で、承認してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)

教育長	それでは、会議録につきましては、この内容で承認といたします。 後ほど、委員の皆様のご署名をお願いします。
○教育長からの報告	
教育長	次に、報告をさせていただきます。 (報告) 以上、何点か報告させていただきましたが、確認事項等はございますでしょうか。
各委員	(確認事項なし)
教育長	それでは議事に入ります。
○審議順序の変更及び非公開の確認	
教育長	審議を円滑に進めるため、委員の皆様にお諮りしたいことが 2 点ございます。 1 点目は、報告第 38 号「専決処理に関する報告について（ふじみ野市教育委員会職員人事について）」は、人事案件のため、非公開とし、最後にご報告させていただきたいと思います。 2 点目は、第 39 号議案「ふじみ野市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則」及び第 40 号議案「ふじみ野市立小・中学校職員服務規則の一部を改正する規則」については、関連した内容であるため一括して順にご説明させていただき、一括して質問を受け、1 件ごとにお諮りしたいと思います。
	以上、よろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、そのように決定いたします。
○本日の議事	
教育長	本会議に提案させていただいた議事の件数は、報告事項 1 件、議案 2 件です。
○提案理由の説明	

教育長	ただいまお諮りしましたとおり、報告事項1件は非公開とし最後にご報告させていただきますので、まず、議案2件の報告理由の説明を教育部長よりお願いします。
教育部長	(提案理由の説明)
<b>○第39号議案・第40号議案</b>	
教育長	それでは、冒頭でお諮りしたとおり、第39号議案「ふじみ野市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則」及び第40号議案「ふじみ野市立小・中学校職員服務規則の一部を改正する規則」の説明を学校教育課長よりお願いします。
学校教育課長	<p>第39号議案「ふじみ野市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則」、第40号議案「ふじみ野市立小・中学校職員服務規則の一部を改正する規則」を、一括してご説明します。</p> <p>埼玉県教育委員会教育長より、令和7年3月28日付で「埼玉県立高等学校管理規則の一部改正について」の通知が、令和7年3月28日付で「埼玉県立学校職員服務規程の一部改正について」の通知があり、令和7年4月1日より県立学校においてフレックスタイム制の運用が始められました。</p> <p>また、令和7年7月23日付で埼玉県都市教育長協議会会長より「公立小中学校管理規則及び公立小中学校服務規程の改正について」の情報提供があり、それを踏まえ、本規則の一部を改正するものです。</p> <p>まず、第39号議案の新旧対照表をご覧ください。フレックスタイム制の運用に伴い、これまで「週休日」としていた部分に「週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加えております。</p> <p>次に、第40号議案の新旧対照表をご覧ください。こちらも、これまで「週休日」としていた部分に「週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加えております。</p> <p>これは通常の週休日である土曜日、日曜日の他、平日を「勤務を割り振らない日」として、勤務日としないことができるものです。例えば、フレックスタイム制を活用し、通常の勤務時間である7時間45分を越えて業務を行い、その超過分の合計が1週間で7時間45分となれば、</p>

	<p>翌週の平日 1 日を「勤務を割り振らない日」として、勤務日としないことができます。</p> <p>なお、両規則ともに、令和 8 年 1 月 1 日施行予定となっております。</p> <p>この改正については、本市だけでなく県内全ての市町村で同様に実施することになります。</p> <p>もし、学校職員から申請があった場合にどのように対応されるか、説明をお願いします。</p> <p>学校教育課長 「校務の正常な運営を妨げないと認める場合」に認めることとなるため、まずは、教職員から公務の正常な運営を妨げることがないか等についてしっかりと聞き取りをして判断をする必要があるかと思います。</p> <p>県が示すフレックスタイム制のガイドラインの中で、「校務の正常な運営を妨げないと認める場合」について、「授業および学校行事に支障がないこと」「教科・学年・校務分掌等に係る業務に支障がないこと」といったようにいくつか例示されております。</p> <p>認めるか認めないかについては、最終的には学校長の判断になりますので、取扱いについては、学校長に対し丁寧に説明をしていきたいと思います。</p> <p>教育長 この案件について、一括して委員の皆様からご質問がございましたらお願いします。</p> <p>吉野委員 例えば、同日に複数の教職員から休暇申請が出てきた場合は、それを調整、もしくは拒否することができるのでしょうか。</p> <p>学校教育課長 校務の正常な運営を妨げないかどうか、状況をきちんと把握することが重要ですが、複数の職員が同時にいなくなってしまうと、やはり支障が生じると考えます。</p> <p>ガイドラインの中では、例えば、育児中の者、介護などに関わっている者については、優先的に調整するよう配慮するなど示されておりますので、一人一人の状況をしっかりと聞き取った上で、調整も含め、それぞれの職員に対応する必要があると考えております。</p> <p>吉野委員 フレックスタイム制について、朝 7 時から勤務するということも可能なのでしょうか。</p> <p>学校教育課長 可能です。勤務時間は 7 時間 45 分のまま、出勤・退勤時間を早めた</p>
--	---

	り遅くしたりするのがフレックスタイム制となります。
茂井委員	例えば、午後に授業がない場合は、お昼で帰っても校務に支障がないと判断できるのでしょうか。
学校教育課長	はい、その通りです。ただし、早く帰った分、他の日に業務を行う必要があり、勤務時間の合計時間は変わらない形になります。
吉野委員	今回の改正内容は、県内どの市町村もすべて足並みを揃えて、一律に令和8年1月1日で施行するということでしょうか。
学校教育課長	そのとおりです。
西山委員	制度実施にあたって、先行事例や先進的な取り組みなどを受けて、今回の実施となつたのでしょうか。
教育長	県立学校職員に対し、同様の制度が実施されたことに伴い、市町村においても実施することになったのだろうと推測されます。
茂井委員	この制度は、その週で完結する形になるのでしょうか。
学校教育課長	今回のフレックスタイム制については、1週から4週までの範囲内でもりくりをするというふうに定められております。
茂井委員	時間外勤務が貯まつていけば、2日休みを取得することも可能なのでしょうか。
学校教育課長	可能です。
吉野委員	夏休みや冬休みなどの休業期間中に、振替をするということは可能でしょうか。
教育長	該当となる日の前3週間、後4週間以内であれば可能となります。
各委員	他にご質問いかがでしょうか。
教育長	(なし)
各委員	ご質問がないようすでにお詫びいたします。
教育長	まず、第39号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	(賛成)
教育長	賛成総員と認め、第39号議案は、原案のとおり決定いたします。
各委員	次に、第40号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
教育長	(賛成)
	賛成総員と認め、第40号議案は、原案のとおり決定いたします。
	以上で、議案の審議を終了いたします。

	<p>○提案理由の説明</p> <p>教育長 次に、教育部長から報告事項 1 件の報告理由の説明をお願いします。</p> <p>教育部長 (報告理由の説明)</p>
	<p>○報告第 38 号</p> <p>教育長 それでは、ここからは非公開とします。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>非公開</b></p>
	<p>○非公開の解除</p> <p>教育長 ここで非公開を解除します。</p>
	<p>○各課からの報告</p> <p>教育長 次に、ここで各課から別件で報告をしておくべき事項がありましたらお願いします。</p> <p>各課長 (報告)</p> <p>教育長 ありがとうございました。</p>
	<p>○次回の日程等</p> <p>教育長 続いて、次回の定例教育委員会会議についてです。</p> <p>次回は、令和 7 年 12 月 19 日（金）午後 6 時 30 分から、会場は変更となりまして、第 2 庁舎 3 階 B301 会議室を予定しております。</p> <p>なお、傍聴人の数ですが、5 名までとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>各委員 (異議なし)</p> <p>教育長 それでは、次回教育委員会会議の傍聴人は、先着順に 5 名を限度とします。</p> <p>各委員 (了承)</p>
	<p>○閉会の宣告</p>

教育長	以上で、令和7年第11回定例教育委員会会議を閉会いたします。 ありがとうございました。
(午後7時20分)	